

ゼロレーティングサービスに関する
ルール検討ワーキンググループ
主要論点の整理

2019年9月24日
事 務 局

- ゼロレーティングサービス等の提供に関する指針全般
 - 策定する指針の対象となるサービスの範囲について
 - 市場支配力の有無等により適用されるルールに差異が生じることの可否
- 電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者等の関係について
 - ゼロレーティングサービス対象コンテンツの選定基準の策定とその公開のあり方
 - 公正な競争を阻害しない電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者との間の契約のあり方
 - コンテンツ・プラットフォーム事業者との契約をしないまま、電気通信事業者がゼロレーティングサービスを提供する場合の取扱い
 - 電気通信事業者とコンテンツ・プラットフォーム事業者との間において、有償によりコンテンツ等をゼロレーティングサービス対象とすることの可否
 - 電気通信事業者がゼロレーティングサービス提供を行う際の、自己の関係事業者（コンテンツ・プラットフォーム）の取扱い
- 「通信の秘密」との関係について
 - ゼロレーティングサービスの提供のための消費者からの同意の取得について

- 役務の提供条件の説明に関連する分野
 - ゼロレーティング対象外となるコンテンツに関する適切な説明のあり方（「閲覧方法により、ゼロレーティングされずに通信量がカウントされる恐れ」等の説明など）
 - ゼロレーティングサービス対象コンテンツが追加・削除された際の周知のあり方
- その他
 - 上限データ通信量の超過後のゼロレーティング対象コンテンツの通信速度について
 - 閲覧中の「ゼロレーティング対象・非対象」の明示化について（画面上への表示の可能性など）